

「新型コロナウイルス」への「Will」での 感染事故補償のお知らせ

2020年5月25日現在

1. 学生・教職員が新型コロナウイルスに罹患した時の補償

(1) 学生が新型コロナウイルスに罹患した場合の補償

- 共済制度で補償（10万円限度） -

PCR、その他の検査で陽性反応が生じた場合、陽性と診断された日から以下の補償を行います。いずれの場合も、医師の診断書ないし証明書が必要となります。

① 自宅での療養の場合（タイプ別の通院日額×待機日数（7日分相当額を限度））

Will 1	2,800 円×待機日数	Will 3	3,200 円×待機日数
Will 2	3,000 円×待機日数	Will 3DX	4,200 円×待機日数

お支払い例

新型コロナウイルスと診断され、医師の指示で7日間自宅療養。
 ■ Will2 に加入の場合 見舞金合計
 3,000 円×待機日数 7 日間 = 21,000 円

陽性と判定されたが、比較的軽症で自宅療養を医師や保健所等の医療機関から指示された場合には、タイプ別の通院日額の7日間（1週間）分を限度とします。なお、各都道府県の医療状況により、自宅療養を余儀なくされた場合は、別途「Will」事務局までご相談ください。

② 医師や保健所等の医療機関からの指示により、ホテル等の宿泊施設*で隔離療養した場合（タイプ別の入院日額×入院日数（14日分相当額を限度））

Will 1	3,800 円×入院日数	Will 3	4,200 円×入院日数
Will 2	4,000 円×入院日数	Will 3DX	5,200 円×入院日数

*医師・看護師が常駐ないし巡回して随時受診できる施設

お支払い例

新型コロナウイルスと診断され、医師の指示で指定されたホテルに14日間療養。
 ■ Will2 に加入の場合 見舞金合計
 4,000 円×入院日数 14 日間 = 56,000 円

医師・看護師が常駐ないし巡回して随時受診できる施設での療養は入院とみなし、お見舞金はタイプ別の入院日額×入院日数といたします。但し14日間（2週間）を限度とし、ホテル等、指定の宿泊施設を出た後の自宅療養は補償外といたします。

③ 病院での入院治療の場合（タイプ別の入院日額×入院日数（21日分相当額を限度））

Will 1	3,800 円×入院日数	Will 3	4,200 円×入院日数
Will 2	4,000 円×入院日数	Will 3DX	5,200 円×入院日数

（10万円限度）

お支払い例

新型コロナウイルスと診断され、医師の指示で病院に21日間入院。
 ■ Will2 に加入の場合 見舞金合計
 4,000 円×入院日数 21 日間 = 84,000 円

病院への入院の場合は、比較的重症の場合と思われるため、21日間（3週間）をお見舞金の上限といたします。但し、退院後の自宅待機期間は補償外といたします。

補償についての補足

- 補償開始日について：上記の補償開始日は、PCR検査等で「新型コロナウイルス」陽性の判定がなされた日からといたします。補償申請には陽性判定がなされた証明書ないし医師の診断書が必要となります。
- 今後、検査代・治療費・ワクチン等で、医療費実費が発生した場合や、治療日数並びに、治療期間が短縮された場合は制度の見直しを考えております。

(2) 教職員が新型コロナウイルスに罹患した場合の補償

- メディカル少額短期保険(株)で補償 -

補償開始日は、医師に新型コロナウイルス陽性と診断された日から開始となります。（但し、検査から判定まで日数を要した場合は、検査日まで遡って日数をカウントします。）
 なお、新型コロナウイルスに感染し、医師の指示により指定のホテル等で療養した場合は、自宅待機日数としてカウントいたします。

通院・自宅待機日数見舞金額		入院日数見舞金額	
30日以上	10万円	31日以上	10万円
16～29日	5万円	15～30日	5万円
11～15日	3万円	8～14日	3万円
6～10日	2万円	4～7日	2万円
5日以内	1万円	3日以内	1万円

お支払い例

新型コロナウイルスに感染の疑いがあったので、PCR検査を行った。
 3日後に陽性の判定がでて、医師の指示により計23日間入院した。

通院・自宅待機見舞金 1万円（検査日～入院前日まで計4日間）
 入院見舞金 5万円（計23日間） 見舞金合計 6万円

2. 実習中の実習生(学生)への感染事故検査・予防の補償

- 東京海上日動火災(株)で補償 -

実習先で患者さんや病院スタッフ等に「新型コロナウイルス」の感染者が生じ、実習生が濃厚接触をしており感染の恐れが生じた場合に、負担した検査・予防措置費用をお支払いいたします。

ただし、現時点ではPCR検査は公費負担であり、ワクチン等の予防薬がまだ開発中ですので、実費の個人負担分はありません。今後、健康保険の適用〔令和2年(2020年)3月から〕によって自己負担金が発生した場合や、その他の検査・診断等(例えば、肺のコンピュータ断層撮影・CT検査)で個人の費用負担が生じた場合は、「Will」事務局へご相談ください。

3. 実習先で、新型コロナウイルスに罹患した実習生(学生)が媒介して施設利用者・病院スタッフ等に二次感染の恐れが生じた場合

-メディカル少額短期保険(株)で補償(1事故100万円を限度) -

感染事故に関しては実習生(学生)が「新型コロナウイルス」に罹患して、感染源として実習先の患者さんや実習施設利用者、看護師等の施設スタッフ等へ感染が発生しても、実習生に法的な賠償責任は通常生じません。ただ、実習は養成施設にとって、カリキュラム上、必要不可欠な教育上の行事である以上、実習生が臨地実習先で安全に実習が行われるように、養成施設には実習に行く学生の健康状態を管理し、善管注意義務を持って実習生(学生)を実習先に送り出す道義的責任があると考えられます。

当会といたしましては、事の重要性に鑑み、実習生に起因して生じる二次感染事故に関して、実習先が二次感染防止のために支払う検査・予防措置費用や感染拡大を防ぐための諸費用等といった実習施設が被る経済的損失を「養成施設が負うべき実習施設に対する管理上の責任(初期対応費用)」として、1事故100万円を限度に、少額短期保険で補償しております。(「2019年度二次感染事故例」参照)

(1) 実習生に起因した新型コロナウイルスの二次感染事故で実習施設に想定される経済的損失

- 消毒費用(消毒液の購入費用、業者による消毒費用等。但し、当該実習生の滞在が明確な場所に限りまます)。
- 濃厚接触者に検査等をお願いする際のお見舞い品費用。
- 濃厚接触者が検査を受ける場所までの交通費・搬送代。
- PCR検査や他の検査(例えば、肺のコンピュータ断層撮影・CT検査)で実費が生じた場合の濃厚接触者に生じる自己負担分。
- 濃厚接触者が罹患し、搬送代や入院費等で、自己負担が生じた場合の費用。 etc

現在のところ、二次感染する恐れのある方への検査費用や、罹患した場合の治療費用・入院費用は公費負担ですので、上記例が想定されます。またワクチン等が開発されたり、検査が3割の自己負担になった場合には、別途、補償内容についてお知らせいたします。

(2) その他、共済制度のお見舞い金(1事故10万円限度)

- 病院・介護施設・在宅看護ステーション等で、実習生と濃厚接触したスタッフの自宅待機に伴う、臨時スタッフの補充費用の一部。
- 患者さん等の濃厚接触者がPCR検査等で入院が長期化(他の疾病の手術ができない場合等)した時の、延長した入院費用の一部。

今後、安全性確保のため、特例として臨地実習先が学校内の演習場等に変更されるケースも想定されます。その場合も、臨地実習先と同様、上記補償となりますが、事故状況によっては少額短期保険で補償ができない場合(自損事故扱い等)が生じます。その場合は、共済制度での補償となります。いずれの場合も「Will」事務局へご相談ください。

2019年度 二次感染事故例

(期間:2019年4月1日~2020年3月31日)

2019年度の実際にお支払いした二次感染事故例を抽出いたしました。事故報告時のご参考にしてください。

■インフルエンザ	
臨地実習終了後の翌々日、学生がインフルエンザA型に罹患していることがわかり、実習施設の利用者とスタッフに薬の予防投与をした。投与は利用者46名、職員46名の92名分になった。	¥300,617
学生がインフルエンザB型を発症し、受け持ち患者さんと同室の患者さん3名に濃厚接触していた。医師の指示で受け持ち患者さんにタミフルを7日間服用、同室の患者さん3名にイナビルを1回吸入で投与した。	¥15,910
分娩介助実習を行った日の夜中に発熱し、翌日インフルエンザA型に感染していることが発覚。濃厚接触をしてしまった4名(産婦さん・ご主人・担当医師・担当助産師)に抗インフルエンザ薬を予防投与した。	¥16,783
学生が在宅看護実習後、帰宅した後に倦怠感、頭痛、咳の症状があり、翌朝には38度の発熱があった。受診したところインフルエンザA型と診断される。実習中にスタッフ8名、患者3名、患者の家族4名との濃厚接触があった。接触した15名がインフルエンザの予防内服が必要で、予防投与した。	¥61,527
■マイコプラズマ肺炎	
体調不良で病院を受診し、マイコプラズマ肺炎と診断され実習病院へ報告した。受け持ち患者は退院の予定であったが、この結果を受け、予防のため入院期間が18日間延長された。(感染しているかどうか不明なため)この延長によりかかった入院費用を補償した。	¥28,070
■風疹	
病棟実習終了後、下肢発疹が出現し発熱したため病院受診。検査の結果風疹と診断された。診断日の7日以内に接触した者は感染のリスクがあるため、実習先の病院の患者さん及び職員に風疹の抗体検査が実施された。	¥307,940
■水痘	
感染経路は不明だが、学生が水痘に罹患した。病院実習中であり、濃厚接触者3名(指導者1名、患者2名)に水痘ワクチンを接種した。	¥17,280
■疥癬	
学生が、実習病院での実習終了後、疥癬に罹患していることが分からないまま、次の実習病院で実習を行った。受け持ち患者さんは3人部屋に入院していた。感染の恐れのある患者3名、スタッフ23名を対象に薬を投与した。	¥20,304
■帯状疱疹	
学生が右手掌に発疹がでたものの、受診しなかった。実習中に新生児2名に素手で直接触した。教員に発疹を指摘され受診したところ、帯状疱疹と診断されたため医師の指示で直接触した2名の新生児の母親の抗体価を検査した。	¥5,957
■百日咳	
学生が百日咳に罹患していることを知らず、患者さんとの接触をしてしまった。患者さんに症状は出ていないが、予防のためにその患者さんが薬を3日間服用した。	¥1,380

Will事務局

一般社団法人日本看護学校協議会
共済会
補償事業統括責任者 石井 英雄



0120-863755

ハロー ミナ ゴーゴー 携帯・PHSからもご利用いただけます

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)



ホームページ